



平成30年 5 月 10 日

各 位

会社名 平 田 機 工 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 平田 雄一郎
(コード番号: 6 2 5 8)
問合せ先 執行役員 経理部長 藤本 靖博
兼 IR・広報担当
(電話 0 9 6 - 2 7 2 - 5 5 5 8)
(URL <http://www.hirata.co.jp>)

当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)の非継続(廃止)
および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成30年 6 月 26 日開催予定の当社第67回定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)終結の時をもって、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)」(以下「本対応策」といいます。)を継続せず廃止すること、および本定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本対応策の非継続(廃止)

当社は、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上を目的として、平成 27 年 6 月 24 日開催の第 64 回定時株主総会において株主の皆様のご承認を得て本対応策を導入いたしました。その有効期間は本定時株主総会終結の時までとなっております。

当社は、本対応策の有効期間の満了を迎えるにあたり、本対応策の取扱いについて慎重に検討してまいりました。その結果、平成 27 年の本対応策導入以降における企業価値の向上や東証一部への市場変更、コーポレートガバナンス体制の強化等当社の経営環境の変化、買収防衛策に関する近時の動向や法整備の状況等を踏まえ、本定時株主総会終結の時をもって、本対応策を継続せず、廃止することといたしました。

なお、本対応策の廃止後においても、当社株式の大規模買付をおこなう者に対しては、当該買付行為の是非を株主の皆さまが適切に判断するための必要かつ十分な時間と情報の確保を求める等、金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲において適切な措置を講じてまいります。

2. 定款の一部変更

(1) 定款変更の目的

上記のとおり、本対応策は、有効期間満了をもって廃止いたしますので、本対応策に関する第 17 条を削除し、第 18 条以下を繰り上げるものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変 更 案
<p><u>第 17 条 (株主総会の決議事項)</u></p> <p><u>当社は株主総会において、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者による買収に対する買収防衛策の導入、変更、継続および廃止に関する決議を行うことができる。</u></p> <p><u>2 当社は当該買収防衛策に基づく対抗措置として、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議又は株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議に従い、新株予約権の無償割当てに関する事項を決定することができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>第 18 条～第 33 条 (条文省略)</u></p>	<p><u>第 17 条～第 32 条 (現行どおり)</u></p>

(3) 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成 30 年 6 月 26 日

なお、本定款変更については、本定時株主総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

以上